

京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（令和8年3月26日京都市条例第63号）（教育委員会事務局総務部教職員人事課）

- 1 へき地手当を地域手当の額の限度において支給しないこととする措置を廃止することとしました。
- 2 災害対策基本法第32条第1項（他の法律において準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律第56条第1項に規定する職員で、住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要するものに対し、新たに災害派遣手当を支給することとしました。
- 3 その他規定を整備することとしました。
- 4 1の措置は令和7年4月1日から、2の措置は公布の日から、3の措置は令和8年4月1日から実施することとしました。

京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月26日

京都市長 松井孝治

京都市条例第63号

京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、「産業教育手当」の右に「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）」を加える。

第13条の見出し並びに同条第1項前段、第2項及び第3項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第17条第4項を削る。

第30条の次に次の1条を加える。

(災害派遣手当)

第30条の2 教職員の災害派遣手当については、給与条例第18条の2の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定（「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める部分に限る。）及び第13条（見出しを含む。）の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第17条の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(へき地手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の規定に基づいて支給されたへき地手当は、改正後の条例の規定によるへき地手当の内払とみなす。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)